

世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区長の職務代理順序に関する規則（平成11年6月世田谷区規則第80号）

の一部を次のように改正する。

本則中 「第2順位 三井所 優子
第3順位 松村 克彦」 を「第2順位 三井所 優子」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。